

よこそすか

第38号

消費生活レポート

今回の話題 不用品買い取りのはずが貴金属を買い取られた！

「不用品を買い取るというので家に来てもらったが強引に貴金属を買い取られた」など、横須賀市消費生活センターに寄せられた訪問購入に関する相談が、令和3年度は28件となり、前の年度から5倍近くに急増しました。特に60歳以上の高齢者からの相談が多くを占めているのが特徴的で、中には終活でまとまった不用品を処分する際にトラブルに遭うケースもみられます。事業者にもやみに貴金属を見せない触らせないことが大切です。悪質な手口と対処法を知って、被害に遭わないようにしましょう。



～貴金属訪問購入心得～

「いきなり訪問してきた購入業者には対応しない」



突然訪問して勧誘することは禁止されています。

「事前買い取りを承諾した物品以外売らない」



消費者が勧誘を受け入れた物品以外の物品について勧誘をすることは禁止されています。



承諾した物品を売却した際には、物品の種類や特徴、購入価格、クーリング・オフ等について記載された書面の交付を求めてください。

「売却後、8日間は物品を引き渡さない」



消費者はクーリング・オフ期間中（法律で定められた書面交付から8日間以内）物品の引渡しを拒むことができます。

契約をしたときに「おやっ？」と疑問を感じたら、ひとりで抱え込まないで、ご家族や周囲の人に相談しましょう。もしトラブルに遭ってしまった場合は、すぐに消費生活センターに相談しましょう。※相談窓口のご案内はうら面をご覧ください。

消費生活に関する相談窓口のご案内

おかしいなと
おもったら!

横須賀市消費生活センター (横須賀市にお住まいの方のみ)

相談受付時間：月曜から金曜 午前9時～午後4時

(年末年始・祝・休日を除く)

電話番号：046-821-1314

消費者ホットライン

い や や
局番なしの
188

最寄りの相談窓口につながります!!

かながわ中央消費生活センター

相談受付時間：月曜から金曜 午前9時30分～午後5時

(年末年始・祝・休日を除く)

※土曜日もご相談できます 午前9時30分～午後4時30分

電話番号：045-311-0999



消費生活センターの講座

消費生活センターでは、日頃生活していく上での身近な問題をテーマとする講座を開催しています。10月は、『シニア向け、スマホやネットのトラブル回避術!』と題して、便利で安全にスマホやネットを使うコツをお伝えします。この機会に、是非ご参加ください。

シニア向け、スマホやネットのトラブル回避術!

～PCウイルス対策・ネットショッピングのこつ・炎上しないSNS他～

<とき> 令和4年(2022年)10月20日(木)

13時30分～15時30分

<ところ> 総合福祉会館5階 視聴覚研修室(横須賀市本町2-1)

駐車場が狭いのでできるだけ公共交通機関をご利用ください

<講師> 特定非営利活動法人NPO 情報セキュリティフォーラム

- ・定員は先着30人 申し込みの受付は9月12日(月)から
- ・希望者は、電話で消費生活センター(電話821-1312)へ



※ 対象は横須賀市民のみです

イラスト提供：神奈川県 2013 ©KANAGAWA2013、いらすとや